

報 告 函 平 二 月 十 日

通 達 昭 和 十 二 年 一 月 三 十 一 日

鐵道左會連二階鐵業視察員等組合  
退職積立金及退職手當法實施の件之日本

海書第六〇七號

組 長 鐵 道 會 連 昭 和 出 張 所

法 財 調 協 會 福 岡 出 張 所

退職積立金及退職手當法實施に伴ふ日本  
製鐵株式會社二瀬鐵業所従業員労働爭議

福岡縣嘉穂郡所在日本製鐵株式會社二瀬鐵業所に在りては本年より施行の退職積立金及退職手當法實施に當り從來存置せる内規を改正して新に共濟會規則を制定し之を以て法の代行機關となすべく豫め稼働者の代表たる懇談會（勞資の融和協調機關）規則を内示したる處従業員は新規則實施迄の年功（勤続年數）打切手當の支給と物價騰貴による賃金値上を要求するに至つたのである。本爭議の特異性は退職積立金及退職手當法實施に伴ふ縣下最初の労働爭議であり且つ從來の鐵業所當局の態度に不満を有する感情の爆發で何等の指導者を持たざるに不拘獨自的に罷業を敢行したものであつて双方の態度極めて強硬なる爲相當紛糾を豫想せらるるの情勢にあり、狀況左の通り。